

と考えております。

○若林委員 おそらく戦災の復旧という意味を、多分に持つておると考えるのでありまして、この点は、われ／＼として私学関係の方たちの意見を聞いて後でなければ、この十七億というものについての事柄についても、確たる信念を持つたけに参りません。政府の方では貸したと思つておる、借りた方はもうたと思つておるというふうな齟齬があれば、将来に非常に禍根を残すことになるのではないかと思つております。これによく似通つております事柄は、生活更生資金として引揚げ団体に渡したものは、債権ではあるけれども、大体借りた方はもうたつもりでおつたのが、急に債権として返済をしなければならぬ時期に当面をしまして、その当初と現在との非常な違ひを生じたために、齟齬を来しておる面があるのではないかと。その意味において、今この十七億五千万円という旧債権については、検討を要すべきものではないかと考えます。なお、もしこれを含めたといつたとしても、大体これを含めた三十億で、学制その他国家的施策の変更によつて、私学が新学制に伴うために、新施設あるいは設備を施さなければならぬ事柄が多々あると思つておりますが、それを中に包含をいたしまして考慮して、三十億で大体新しい学制に伴う学校の施設、設備の充実ができる金額であるかないか。また政府は三十億をもつて、私学の現状と照し合せて完全にこれが遂行できるとお思ひになつております数字であるかどうかを、ひとつ伺いたい。

○福田説明員 ただいまの御質問であります、もちろん私立学校が、戦後の学制改革等によりまして、いろいろ設備、施設を充実しなければならぬというふうな関係もございまして、その資金をどれくらい要するかというところにございまして、推定ではございまして、検討いたしますと、相当龐大な資金が必要となるわけでございます。おそらく私学関係者の間でも、百億近い金があるのだというふうなことも聞いております。文部省をいたしまして、そういうふうな関係を、一応推定ではありますけれども、いろいろ検討しますと、数十億以上いるというふうなことになるわけでございます。そういう資金を全部この中に包含して行くという事、さしあたり財政上の理由からいたしまして不可能でございますので、先ほど局長が申されたように、第一の目標を、一応經常的な経費に中心を置きまして、そこから出発をして参りまして、将来だ／＼この振興会を援助して行くことをねらつて行つてございまして。

○若林委員 これは多々あります／＼、併せて方だ／＼と思つてございまして、実情に即して国家がより強力に財政的の措置を講ずべきことだと思つてございまして。

次に、産業教育振興法がございまして、産業教育施設に対しても、将来私立学校にも助成をするということになつておるのではありませんが、それとこれとの関連は、これから出ますから、産業教育振興に対する費用は削減をいたしていへんだと思つてございまして、その点をひとつ明確にしたい。また、その点（近畿）政府委員 産業教育振興法によりまして、貸し付けます分に歩調を合せまして、私学に対しても、このたゞいまの金庫から貸し付けるといふ方針でございます。法律によりまして、その三分の一の補助でございまして、それとは別にこの私学金庫から貸付する考えでございます。

○若林委員 監督事項というところで、第六章の監督、それから第七章の罰則という点に關しては、私学団体の御意向を十分受入れられ、また開かれておるかどうか。私立学校法をつくりまして、この文字を、非常に私学団体の方からきろつたわけでございます。今度は金を借りる方でございます。今度金を借りる方でございます。それから、やむを得ずという字を甘受せられておると思つてございまして、けれども、この第六章、第七章についての私学団体の御意見を十分お聞きになり、あるいは御了承の打合せができておるかどうか、これをひとつはつきり伺いたい。

○福田説明員 ただいま第六章、七章について御質問がございましたが、この法案を立案するにあたりましては、文部省をいたしまして、主として私学団体總聯合等を中心といたしまして、私学関係の団体と緊密な協議をいたした結果、こういう立案ができたわけでありまして、私立学校法制定の際には、学校そのものに対する監督権、あるいは監督というふうな文字について、いろいろ議論があつたのでございまして、それはいろいろ御修正をいたさしまして訂正をいたしましたわけでありまして、この場合におきましては、学校に対するものでなしに、この振興会という特殊法人に対する監督でございまして、文字についてこれこれといううな意見も出なかつたのであります。

第六章、第七章というふうなことでなしに、この法案全体について意見が出たものと考えております。

○若林委員 金を振興会という名で貸すわけでありまして、そういう意味で文部大臣の監督をする権限が非常に強化されて来ておるのではありませんが、大学の自治とこの文部大臣の監督命令というものの境界を、はつきりいたしておきませんといふかと思つてございまして。この点、實際学校管理に當られる方たちの気分でも申し上げますが、一番いいと思つて申し上げますが、われわれはその経験を持つておりませんが、大学の自治確立ということが、この文部大臣の監督命令という点の關連において、阻害される懸念があるかないか。これは運當その他によつて、上ほど大学の自治、大学の自由ということの方へ立ち入るおそれがあるのではないかと思つてございまして、その点どういふふうにお考えになつておりますか。

○近畿（連）政府委員 御説のような点につきましては、十分執行上注意をいたしまして、そのような危険のないようになつておるつもりでございます。

○竹尾委員 次に小林信一君。

○小林（信）委員 第二十二條の「第一條の目的を達するため、左の事業を行う」——この條項に對しまして、こまかいことですが、お聞きいたします。一方は大体わかるのですが、二の「学校法人に對し、その設置する私立学校が教育の振興のために行ふ事業について助成が行われるように書いてございまして、この「私立学校が教育の振興のために行ふ」と申しますのは、学校法人は、学校以外にいろいろ事業もやり得るようになっておりますが、その学校法人が直接設置しておりますところの私立学校におきまして、その学校の教育の振興のため、あるいはいろいろ教育の研究だとか、あるいは設備の購入といったような面におきまして、教育振興上プラスになるような事業をやるといふ場合に対しまして、この振興会から助成をいたしますという規定の趣旨でございまして。

○小林（信）委員 續いてこの三に「私立学校の職員の研修、福利厚生」ということが出ておるのですが、特に福利厚生に對しまして、それはおそろしく振興会にゆだねるべきものであると思つて、何かこれに對しまして政府として考えておられるところがあるかどうか、お聞きしたいのです。というのは、先ほど若林委員の方から、こういう法律が出て来るのが、非常に私立学校側の長年の希望であつたというふうにお聞きしたのでありますが、この私立学校の要するものは、理事者の立場と、もう一つはそこに働く一般教職員の立場と二つあつたと思つております。その教職員の立場として、現在の私立学校の経済情勢からいって給与面で非常に恵まれない。しかも一般官立の教職員が、共済組合制度の適用を受けて、そのために福利厚生方面が相當に助かつておるのに対して、私立学校の教職員は、そういうような恩恵がなかつた。この法律は、そういう点につきま

して、教職員の立場から非常にそうい
うものが期待されておるのじやないか
と思ひますが、そういう点に對しまし
て、文部省としてこの法律を出す場合
に考へておるかどうか。そうしてこの
法律を出して、將來そういうものが文
部省として期待できるかどうか、この
点もお伺ひいたします。

○近藤(重)政府委員 私立学校教職員
の共済の問題につきましては、今回私
学振興会法ができましたと同時に、その
問題も完全に解決したいという氣持が
あつたのでございまして、種々の関
係から、とりあえずその面につきまし
ては、ただいままでできております財団法
人私学振興会という方が、主として
考へ方をいたしております。しかしな
がら、この特殊法人の私学振興会がで
きましたあかつきにおきましては、こ
の私学振興会の面におきまして、そ
のような共済事業が十分できるよう
に、今後考慮して行きたいと考へてお
ります。今日まで教職員の共済の仕事
につきましては、われ／＼といたしま
しても十分援助の手が及ばなかつたの
でございまして、まことに御迷惑をか
けておるかと思ひますが、今後は先ほ
ど来申し上げましたような方法をもつ
て、十分その面も補つて行きたいとい
うふうに考へております。

○小林(信)委員 大體官立、公立の学
校の先生方に適用されておる共済組合
の政府として担当する費用というもの
は、どれくらいか。それから、もしそ
れと同等に、私立学校の先生方に、こ
ういう福利厚生を充実して行くとす
れば、どれくらいな負担が必要である
か。そこでおわかりだつたら、お聞き

したい。

○福田説明員 ただいま官公立の学校
の先生方の共済組合と、私立の共済事
業についてのお尋ねでございまして、
業にだけ負担しておるか、總額につ
いては今ちよつと調べがございませ
んが、今局長が申されました財団法人私
学振興会という面におきまして、主
として實際にやろうとしておりますと
ころの私立学校の先生方のための共済
組合事業というものをとつてみます
と、大體公立学校の先生方の共済組合
の場合と同じように考へておりまし
て、いろ／＼な給付などもまつたく同
じように考へております。先生方の負
担におきましては、現在公立学校の共
済組合におきましては、本人の負担が、
俸給を基本にいたしまして俸給の千分
の二十九負担いたしております。私立
学校の共済事業におきましては、大體
それに近い千分の二十八程度を、先生
方の俸給を基準にいたしまして負担し
ていただくという様な建前をとつて
おります。大體公立学校の先生方の共
済組合と、ほぼ同じものをつくつて行
きたいという趣旨であります。

○小林(信)委員 それに要する費用
は、これを官公立の学校の先生と同じ
ように考へて、政府出資とすれば、大
體どれくらいあつたら足るのか、そ
れをお伺ひしたいのです。

○福田説明員 これは私立学校の先生
方に全部加入してもらうか、あるいは
一部分を加入するかどうか、あるいは
て、非常に金額に相違があるのであり
ますが、任意加入でございまして、さ
らば全体の八割という様な計算をい
たしますと一億数千万円くらいの金
が、お聞き。

あえず財団法人私学振興会におきまし
てやろうとしたしておりますのは、逐
次この加入者をふやして行くという計
画に基いて、まず初年度におきまして
は、金額をいたしまして大體八千八百
万円程度ということで計画をいたして
おります。

○小林(信)委員 逐次加入者をふやし
て行くという様なお話ですが、それ
はやはり私立学校の先生方が、實際に
要望しておるところですか。私たちが
想像するところでは、だれでも加入で
きるのだという様なことにすれば、
全員が加入すると思うのですが、私立
学校の先生の中には、すぐに加入する
意向のない人があるのですか。

○福田説明員 おい／＼この事業内容
がはつきりいたしますと、相当加入者
がふえて参る見込みであります。ただ
いま加入申込みの来ておりますのは、
大體一万一千程度と思つております。
私立学校教職員の全体数から申しま
すと非常に少いのでありますが、まず初
年度はその程度から出発いたしまし
て、逐次ふやして行きたい、こういう
ような計画でございまして。

○小林(信)委員 その辺、われ／＼は
實際を知らぬから、なか／＼理解がで
きないのですが、やはり予算の関係で
そういうふうな一般希望者をどん／＼
入れて行くことができないようなこと
になれば、これは私立学校の先生方に
とつて、非常に不幸である。そういう
ことは、予算的に相当考慮されなけれ
ばならぬものだと思ひます。そ
こで第二十二條の一項の問題等も考
え、それから二項に對しまして、私は
ただいま御説明を受けたのですが、
現在どの程度に私立学校の要望がある

のかわかりませんが、この事業の業務
の内容から考へてみまして、さしあた
つて相当の金がなければ、私学の振興
会というものは形式的なものになつ
て、實質的にその振興をはかることが
できないのじやないかと思ひます。

ただいま若林委員の質問の中でお答
えがしたのですが、私学の施設の面
で要望するものが百億もあるとか、あ
るいはその他施設の充実等何十億とい
う様な要望があるという様な御説
明があつたのですが、やはりここで三
億九千万円という様な金で出資させ
ることは、非常に形式的なものであ
つて、真に私立学校の現状を考へてお
らぬというふうな考へられるのですが、
政府としては三億九千万円で、一応こ
ういふ内容が達せられるというふう
にお考へになつておるのですか、重ね
てお伺ひいたします。

○近藤(重)政府委員 出資金の額の問
題につきましては、先ほど御質問がご
ざいましてお答えいたしましたのでござ
いまして、われ／＼もこの現金出資が三
億九千万円、債権出資が十七億五千
万円というものに、決して満足してお
るものではございません。今後機会ある
ごとにこの出資の増額について努力を
いたして参りたいと考へております。

○小林(信)委員 政府は前に貸して
おるところの十七億五千万円というもの
を非常に強調されるのですが、今日の
私学の事情からして、とうてい振興会
の業務の方にまわすことはできない状
態にあると思ひます。私学の立場と
すれば、幾らでも出してくれればいい
という様な、非常に窮乏した立場に
あるので、あるいはこれをもちつても満
足されるかもしれせんけれども、先

ほど若林委員がおつしやつたように、
私学も官学も、現実にいへば差はな
いのだ。やはり積極的に私立学校法の
あの精神からして、国庫が相当心配し
てやらなければ、そこに働く人たち
も、そこへ行つて勉強する人たちも、
同じ憲法の精神に基いた教育の機会均
等というところは成り立たないと思へ
るのです。三億九千万円というの
は、どういふふうに使われるか知らぬ
けれども、私はただいまお伺ひして、
非常に心配になつておるわけであり
ます。そこで今度はこれに對する経営
の面からお伺ひするのであります。

その内容を見ただけでも、理事者側と、そ
こに働く教職員の立場と、両方の面が
あると思ひます。まず第一番に、先ほ
ど局長さんの御説明にありました財団
法人私学振興会というものが現にある
のですが、これとどういふ關係にこの
振興会を持つて行かれるのか。そうい
う点につきまして、あらかじめ政府が
考へておる点がありましたら、お伺ひ
したいと思ひます。

○近藤(重)政府委員 二十六年度に成
立いたしました財団法人私学振興会に
よりまして、私学の経営の補助並びに
共済事業をするということとございま
した。ただいま特殊法人の私学振興会
が成立いたしますれば、私学経営の補
助という面は、もつぱら特殊法人に依
存いたしまして、財団法人私学振興会
の方では、もつぱら共済事業をやると
いうふうな考へておりますので、従
いまして、財団法人私学振興会の名称を
変更いたしまして、財団法人教職員互
助会という様な名前をいたしまし
て、教職員の共済事業をいたしたいと
考へております。

○小林(信)委員　そうしますと、現在
 する一つの会の中へ八千八百万円とい
 うふうな金を政府からただやるだけ
 で、その運営とか機構とかいう問題に
 つきましては、一切既成のものに依存
 する形をとられるのですか。

○近藤(直)政府委員 財団法人私学振興会に對しまして、ただ八千八百萬圓の金を流すというだけではございませうので、この特殊法人の私学振興会の面におきましても、財団法人私学振興会に對しまして、共済事業を援助するという考えを持つております。

○小林(信)委員　そこで問題になりますのは、こういう教職員の福利厚生の問題でありますので、相当教職員の代

表というふうなものの意見が、その運営の中に申し入れられるような形をとることが必要だと思ふのです。それはこの振興会そのものの方に、そういう制度もあるわけでありますが、そういうことが考慮されておるかどうか。それからさらに、そういうふうに移管される組織の中にも、受益者の立場からして代表が出るような機構に、政府は考慮されるのかどうか。

○近藤(直)政府委員　この役員の問題でございしますが、それに私学の意向が十分反映するように構成してもらいたいという御意見だと思つうのでございしますが、われ／＼といたしましても、その点は十分に考えまして、ただいまのところでは評議員会に私学の関係者に御参加願ひまして、そこで十分御意見を反映していただく。業務執行いたしまする理事諸君につきましては、これは原則といたしまして教職員関係者を加えないという考えを持っておりますが、しかしながら、業務担当に適當な

人が得られますれば、文部大臣の認可によりまして、兼務の形でもつて理事を加えるという程度に考えております。

○小林(信)委員　そうすると、役員の方には教職員は入れない、これを原則とする。それから二十條にあります評議員の選挙の場合には、ここに「私立学校関係者」とありますが、これは理事者側からも、あるいは教職員の立場からも出す、こういうお考えなのですか。

○近藤(直)政府委員　そういうことでございます。その教職員関係者という中には、私立学校の関係者ももちろん入るわけでございます。

○竹尾委員長 次に笹森順造君

○笹森委員　この私立学校振興会の法

案が出まして、私たち日本の教育を担当してゐる者は、私学の振興に關して、こういうことが実現することを、

多年希望して参つたのであります。が、いよくこれが發足するにあたりまして、その実行を、できるならば当初から理想に近いところに進めて行くための希望を持つて、二、三お尋ねを

したいと思ひます。憲法が成立されたときに、私立學校が公の法律の支配を受けるものであるかないかというやうな問題が起つて、國家の補助、助成等のうち外に置かれるがごとき議論の起つたこともないでもありませんが、幸ひにして、その後、この私學の担当としております仕事も、公的國家的な仕事をするのであるという教育事業の本質から考へて、この法案も、そういう精神で立案されておるやうに、私も了解をいたします。第一條に、この私學振興會自体が、私立學校の経

営に関して必要な貸付をする、あるいは助成をする、あるいはまた援助に必要な事業を行うということを明確にしておりますことは、私が今申し上げま

したように、私立学校に対する助成を国家的立場で今後ともやるに何らさしつかえがないという確信のもとに御発議になつたと思いますが、蛇足のようにありますけれども、文部当局のはつきりとしたそれに対する確信をもう一度伺つておきたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員　私学関係に対し

まして、国が補助し得るといふはつきりした確信のもとに、この法律案は考へております。

○笹森委員　そこで先ほど来、せつか

く局長も、できるだけ私立学校に対し

でも、公立学校あるいは国立の学校と同様にこれを助成して行くべきだというような態度を表明されたわけでありますが、実際の問題になりますと、こ

の取扱ひ方が、せつかくここに発足
いたしまして、先ほど来ほかの同僚
委員からも御発言がありましたよう
に、私どもは、なおただしておかけ
ればならぬ点が多々ある。と申します

るのは、このたびは大体三十億をねら
いとしておる、しかし百億を必要とす
るであろうということは、文部当局に
おいてもそれを聞き及んでおる。でき
るならばそうしたい、しかし今なか
なかそうは行かない。そこで、今まで
私立学校が政府から震災、震災等で受
けておりましたこれらの復旧に関する
いろ／＼な費用を、国家が債権と考へ
て、そうしてこれをこの振興会に継承
させる、こういうことになっておるの
であります、こまかいようでありま
すけれども、ここに出ております二

十七年度の予算で定められました額のほかに、この債権から二十七年程度のうちに入つて来ると思われる額の予想についての御発表を願います。

○近藤(直)政府委員　二十七年年度だけでは百二十七万円ほどでございます。これが二十八年度になりますと八百二十七万円、ずっと参りまして昭和三十三年になりますと、一億一千九百七十九万円ということになりますて、これからあとはずっとこの額が毎年入つて参ります。

○笹森委員 結局するところ、この十七億という金は、長い年度のうちに入つて来るので、なか／＼すぐ入つて来ない。そうすると、大体最初の年度に

おいて四億足らずということになるわ

けでありますが、この法律が成立いたしますと、これに関連してこれからいろいろの便益を受ける私立学校の数の予想は、今幾つでありますか、お尋

ねいたします。

○近藤(直)政府委員　ただいま幼稚園まで入れまして、三千五百程度でございます。

○佐森委員　そういたしますと、大

体胸算にしてみますと、まあ平均にはむろん行かぬでありますよすが、十萬そこ／＼の金になりはせぬかと思うわけであります。それは、ある学校はすぐに恩恵を受けないでありますようにけれども、平均してもずいぶん数が多い。あるいは三千五百が四千になるかもしれない。そうすると、わずかばかりのことにしかなりませんので、先ほど来同僚委員から御発言がありましたこれらの私立学校が、官公立学校とやや近いまでの整備をするために、国家が考へた助成をするならば、そういう

ごくわずかなことであつたのでは、このせつかくでできた法案が、目的を達しがたい。そこで、できるだけすみやかにこのことが実現するようにしなければならぬと思う。「予算に定める金額の範囲内において」ということを、第五條にうたつてあるようであります。これはどうしても、今政府委員が発言されましたように、強力に進めて行くように、私どもは要望するのであります。

それについて、なお尋ねておきたいことは、実は先ほど若林委員から御発言がありました、受けた方はもらつたと思つておつた。私どももそれを聞いて、そういう印象を受けていた。ところが、政府は債権だと言う。従来この問題はかりでなくして、いろいろな政府出資というものは、完全にこれが償還になるという例が非常に少い。またこれが非常に困難である。今までの数億あるいは数十億、あるいはもつと大きな数百億の金さえも、遂に払われずにおしまひになつたという例を私どもよく知つておる。特に利益を伴わなない教育事業のために、国家がかつて出資したものを、今度再び債権だとされて払い返せということとは、非常にむづかしいことだと思ふ。これがそのまま新しい法律によつてこの振興会に継承せられないものだとしたらば、どうもこの結果になつておつたかということ、を想像しますと、償還の見込みがないということまで、私ども実は憂えてゐるのです。それは、ほかの利益を伴うもののに対する国家出資に対しての経験から、そういうことを憂える。文部省で、こういうことを立案された場合に、けしてそれが百パーセントと行かなく

ても、相当額まで、この振興会にやらせるとそれが入るだろうというようにすることを考えたのか、あるいはまたそういうことを考えずに、ただ法案をつくる時に、ほかに方法がないからこうしたとか、こういうことについて、どういう見当をつけてやつたのか。三十年のうちにこの十七億が全部入り得るというようにつもりでやつたのか。その気持ちを聞かなければ、せつかくここにこれをいただいても、結果が画餅に帰するようなことになつてはいかぬから、その辺のことを、もう少し率直にお話願いたいと思います。

○福田説明員 お話のように、戦災復興貸付金につきましては、私立学校関係者の間に、いろいろな関係から、もつたのだというような意向が確かにあると思うのであります。しかしながら、政府といたしましては、かつての震災貸付金と同様に、これを貸付金の契約にいたしまして、必要な担保をまつたりなにかいたしておるわけでありまして、現にかつての震災復興貸付金につきましても、額は小さいのでございしますが、年々償還されております。この十七億五千万円の債権につきましても、学校の経営状態によりまして、あるいは不良貸付というような関係も生じまして、償還できない分もあると思ひますけれども、災害その他によつて特別な打撃を受けたというような学校につきましても、免除なりあるいは貸付条件の変更というような措置をとり得るようにはいたしておりますので、全額が三十年の間返るということは、困難かとも思ひますけれども、しかし、そういう正規の貸付につきましても、猶予条件等を考慮いたしますと、

相当返つて来るのじやないか、こういうぐあいに考えて、この出資に充てたわけでありませう。

○笹森委員 一番先に、この法案をつくるにあつて、政府は私立学校に助成することに確信があるかというところを聞いておきたい。今の問題に關係があるからであります。最初戦災学校に金を貸した当時は、内外のいろいろな關係から、その辺が明確になつていなかつた。そこで私立学校に助成はしたいのだが、その当時の法の解釈、あるいは運営上、いろいろ考慮しなければならぬ点があつたから、一時そういう方法をとつておつたのだが、実はこれはあとでやるのだというやうなことを、以心伝心の間に、受ける方ではそういうぐあいに考えておつた向きがあるのです。そういういきさつも、この運営上考慮しなければならぬ。今、償還を免除しなければならぬやうな事情に陥つてゐる学校は、相当あると思ひます。それを債権であるかのごとく考えて、この振興会がどこまでもそれをとるといふやうなことになる、非常に支障を来す面が多からうと思ひます。そこで債権が振興会の方に移つたと考へて、一応額面では、ここにある十七億幾らというものが与えられてゐるということになるならば、第五條の三項に、その債権の額に相當する額は、政府から振興会に対して出資されたものとする、とあります。少くともこれは額面通りのものというところが、あり得るやうにしてもらなければならぬ。しかし実際の運用は、御答弁がありましたやうに、あるパーセンテージはこちらの方に返つて来ないということがあると思ひます。であるならば、

特にその際、今後予算の範囲内においていろいろ定める場合には、そういうものもカバーして行かなければならぬことになりませう。そういう免除されるべきものの適當なりと考へられるものは、特に将来の予算案においてこれをカバーするやうな道も何か考へるべきだといふ理論を、皆様方の腹のうちを持つておるかどうか。こまかい点であります。これを聞いておきたいと思ひます。

○福田説明員 ただいまの点でございしますが、将来債権の免除によりまして資本金から落ちて行くやうなものでない、何か考へがあるかというやうなお尋ねでございしますが、先ほど局長からも申されましたやうに、一つにおきましては、将来この振興会の資本金を政府出資によりまして増額して行くといふことは、文部省としても大に努力したいと思ひます。また、この振興会自体の運営としましては、毎年度償還されるべき貸付金の元本が一定してありますので、この振興会の運用利益の中からその貸付元本に見合うだけのものを特別積立金として積み立てて行き、その十七億五千万円の元本はできるだけ維持して行きたい、こういうやうな考へ方でこの法案を立案いたしておりますので、そういうで行くといふやうな措置を、あわせて講じておるやうな次第でございします。

○笹森委員 この法案が法律になりました場合に、実際にこの精神を実現することのできるやうに、ひとつこの法案を提出した文部当局においても、考へていただきたいし、われ／＼として

も、そういうことに将来努力して行つて、この目的を十分達するやうにしたいと思つております。

次に、先ほどちよつと小林委員からお触れになりましたが、十三條の規定であります。これを運営するについては、どうしてもやはり実際に運営する人がそこに入つて、この振興会の運営が円満に、しかも効率的にされなければならぬことは言うまでもない。そこで第十三條には「学識経験を有する者のうちから」とありまして、評議員の規定のように、私立学校関係者を加えるということが明文にうたつてない。原則としては加えないということであるが、しかし、さしつかえないときには加へようとする考へなのであります。實際文部大臣が任命する場合に、そういうことになるわけであらうと思ひますが、原則として加えないといふことをここで言明されることになりまして、これがまた支障を来すのであつて、「学識経験を有する者」と特に十三條にあつて、評議員の方にはさらに「私立学校関係者」というものを加へておる。これを加へておらない十三條は、全部排除するといふ否定的な意思でないといふことがつきりしておると、これはけつこうですが、明確にするために、もう一度聞いておきたいのです。これは私立学校の關係者をまつたく排除するといふ否定的な意味であるのか、そうでなくて、書いてはおられけれども、運用上文部大臣は任命し得るということであるのか、もう一ぺんはつきりさせておいていただきたいと思ひます。

○近藤(憲)政府委員 私立振興会は、私立学校の経営に必要な資金の貸付その他の事業を行うものでありまして、私立学校関係者の公平な意見を反映せしめる必要を認めまして、評議員には私立学校関係者を加える建前でおるのでございします。従ひまして、評議員会の意見を尊重しまして、理事は公正な業務の執行を行うべきでありまして、役員のうちには私立学校関係者を加えるといふことは、やはり利益代表的な存在と見られるおそれがあるのではないかとはいふに考へますので、原則といたしまして、私立学校関係者は加えないという方がいじやないか。しかしながら、振興会の運営上、広く適材を求めて役員とする必要がありまして、役員につきましては、文部大臣の許可を受けまして、兼職の者を認めるやうになつておりますから、私立学校関係者でも、真に適材でありますれば役員につくことができる、かように考へております。

○笹森委員 ただいまの説明でわかつたのであります。第十四條にも、振興会と会長、理事長または理事との利益が相反する事項については代表権を有しないといふ考慮も払われておりますので、ごく公明正大な人であつて、しかも私学全体を代表し得るやうな人物があるならば、これは加へるのだというお話であるならば、私どもは今の答へについて了承することができると考へます。

その次にお尋ねしておきたいことは、ただいまお話のありました第二十條の評議員のことです。もう一度聞いておきたいことは、「私立学校関係者のうちから」とありますが、大体この比率といふことを考へておるのかどうか。その数が何名であるか知りませんが、比率について

の大体の考えはあるかないか。それによつて影響するところは相当大きいと思ひますので、考へておらないならば考へておらない、考へておるなら考へておるということを、お答えを願ひたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 先ほど評議員には私学関係者を加えるということをし上げたのでございませうが、その比率はどの程度が適当でありますか、非常にむづかしい問題でございませう。一応われ／＼がざつと考へておきますところでは、少くとも半数以下はやはり私学関係者を加えて公正な意見を反映させる、かような方針を持つております。

○笹森委員 半数まで行きましたから、以上という返事が出るかと思ひましたが、以下という返事で、私はちよつと以外に思つたのです。実は過半数ということになれば、すこぶるいいじやないかと思ふ。この運営をいたします理事者は、ただいまお話の通りでありますから、やはりこれはどこを考へるかという、私学のためなのです。これは意見になつたり希望になつては質問になりませんから、あとでまた議論をいたしますが、しかし、大体以下という、一人まで以下になりますから、そのお答えで、政府の意図するところは明確になつたと思ひます。

その次に、これは先ほど触れた問題であります。小林委員からもお話のありました第二十二條の規定について、もう少しお尋ねしておきたいと思ひます。それはさつきの政府当局の答弁で大分了解したのでありますが、なおお尋ねしておきたいことは、財団法人私学振興会との関係で、教職員の福

利に関する問題は、別個のように、なぜかそこがはつきりしておらぬようでありませうけれども、将来これを一本にして、この振興会の中に入れて、大きな組織の中で運営するというような構想でもあるのかないのか。依然としてこれは二本建てで行くつもりであるか。これは将来い／＼と私も法を考へる意味で必要だと思ひますので、今どう考へておるか、もし考へがあるならば、その点お答えを願ひます。

○福田説明員 教職員の共済事業につきましては、文部省としては、当初この法案と一緒に考へたいというような構想で参つたのでありますが、いろいろな予算の折衝の過程から申しまして、そういう事情がだめになりましたので、一応別個に切り離しまして、財団法人で共済事業を行うというようなはめになつたのでございませう。一般の健康保険等の問題が解決いたしますれば、将来立法措置も考へ得られると思ひますので、そういう問題と関連しまして、将来の研究問題にしたいと考へます。

○笹森委員 予算的ないろ／＼な考慮から、御苦心のあつたことは、よくわかるのであります。ただ私がこゝでなお一点お尋ねしておきたいことは、この第二十二條の第三号の中の「福利厚生」ということは、その意味を広げて行くならば、共済問題、もつと明確に言うならば、退職教員の退職金であるとか、恩給であるとかというようなことまでも、これはこの法律をそのまゝにしておいても、将来予算的に措置ができるならば、そういう適用が、この第三号におけるところの「施設等」という文字の「等」という字の中で、非常に広

い意味で含まれてできるものであるかどうかということ、ひとつ承つておきたいのであります。「等」というのは、非常に広い意味がありますので、今お答えができるかできないか知りませんが、将来実際に力がかきたならば、そういうことで、この法律を改正しなくてもやり得る考へであるかどうかを、お尋ねしたいと思ひます。

○福田説明員 この第三号の福利厚生等を行います事業でございませうが、これには、現在私立学校の団体としてありますところの中等学校の恩給財団とか、あるいは今開始されておりますところの短期給付の共済事業、そういうものを一応含む予定でございませう。ただ第三号に「施設等」とありますが、これは解釈上いろ／＼疑問がございませうと思ひますけれども、大体そういう施設等を中心にしましてこの法律の対象にして行きたい、こういうぐあいに考へております。

○笹森委員 質問を終ります。
○竹尾委員長 次に井出太郎君。
○井出委員 初年度における事業計画書、あるいはいろいろ書、こういうものはございませうか。
○近藤(直)政府委員 一応つくつてございませう。

○井出委員 それは資料としてちょうだいできますか。
○近藤(直)政府委員 承知いたしました。申し上げたとは思ひますが、とりあえずお聞きしておきたいことは、貸付の利子は、およそどの程度になつておるかという問題であります。もちろん、いわゆる市中金融のコーマーシャ

ル・ベースというわけでもないでしょうが、およその見当、それは貸付の内容によつては利率が違ふのであるか、この点をあわせ承つておきたいと思ひます。

○近藤(直)政府委員 二十七年年度の振興会の事業計画でございませうが、何分現金出資額が少いものでございませうので、助成の事業までは手が及ばないと思つております。とりあえずは、経営費の貸付だけをやりたい。従いまし、その金は政府出資金の約三億九千万円、その利率は六分五厘ないし七分程度を考へております。貸付期間は、一箇年の短期を一応考へております。

○井出委員 政府出資をもつてまかなうことになつておりますが、借入金をする場合も、三十五條ですがあります。これはどういふふうな構想になつていますか。その場合の借入先というようなのは、何を予想しておられるか、これをお聞きしたい。

○福田説明員 三十五條の借入金でございませうが、今局長が申しましたように、この振興会としては、なるべく低利で私立学校に貸付を行いたい、こういう趣旨でありますので、一般の金融ベースにおきますところの利息でほかから借入れまして、それを振興会からさらに私立学校に貸すということになります。従つて、そういう事業資金の借入れは、一応考へていないのでございませう。しかし、これはいろ／＼な関係で、一定金額以下のもの、たとえば、事務費に振当るために銀行等から借入金をするというようなこと、またそれが年度内に償還できるような一時的なものであればよろしいのであ

りますが、その後年度にわたるような借入金につきましては、一応文部大臣の認可を受けて借入を行う、こういう趣旨でこの三十五條の規定を置いたのでございませう。

○井出委員 そうしますと、たとえば資金運用部の資金というようなものを比較的有利で借りて、六分五厘ないし七分で運用する、こういうことは考へておられますか。
○福田説明員 将来におきましては、そういうことも考へ得ると思ひますが、ただいまのところでは、その予定は非常に困難だと思ひます。

○井出委員 日本の場合は、民間の資金が教育に投入せられるということとは、比較的少ないと思ひますが、たとえばロックフェラーの財団というふうなものでも、かりに日本にできたというような場合に、そういう資金がこの機関に入るというようなことは、考へておられますか。
○福田説明員 そういつた場合の寄付金であれば、受け得ると思ひます。

○井出委員 さらに、この資金の運用の範囲を広く考へるといふ意味で、この機関が一種の金融債のようなものを、政府保証の形で出す、こういうふうな構想はございませうか。
○福田説明員 債券の発行でございませうが、これは一般の財政金融の関係から、あるいはまたその消化の点から考へまして、債券の発行は非常に困難だと考へております。

○井出委員 第五條の四項ですが、必要があるときは、その資本金を増加することができ、こうございませうが、これはもちろん政府の予算の中からこれを期待する以外にはないと思ひま

○福田説明員 四項の規定は、振興會といたしまして増資の必要のある場合におきましては、文部大臣の認可を受けるという規定でございますが、この振興會自体の建前といたしましては、なるべく政府出資という建前からいたしまして、振興會で資本金を増加するというような場合におきましては、政府はその予算に定める金額の範囲内において、振興會にこれを出資するというような建前をとるのでございまして、もしこの予算上、そういった金が必要とすれば、政府としては資本の増加はできない。振興會自体としては、自発的に、また別の方法で資本金の増加というものは考え得るわけであります。

○井出委員 この団体が、どうも文部省の一種の外郭団体になりそうな感じがいたすのでありますが、その場合、龐大なる職員組織を持たれたり、あるいはこれが官僚の総捨山になるといふようなことであつては、本来の目的が非常に阻害されると思います。役員の方構成は、法文の中にうたつてありますけれども、職員の組織は、およそどんな見当の腹案を持つておられるか、これを伺つておきたい。

○福田説明員　職員につきましては、振興会がみずからの運用によりまして利益をあげて、その利益によつてまかなうという建前をとつております關係上、あまり多数の職員は置けないわけ

○竹尾委員長 次に小林進君。

○小林(進)委員 御質問いたしますが、大体この私学振興会法案を通じて感ぜられることは、私学のためにうした援助、補助、助成の道が開けたことは、幸いでありますが、わずかな金を補助するといふその恩典のために、どうも極端に文部大臣、ということとは、結局文部省であります、その監督を受けて、私学の特質が失われるのではない、こういう感じを、私どもは強く受けるのであります。金ほもらいたいが、そのためには私学の特質が非常に失われる、こういうことを痛感するのであります、その考えでこの條文を拜見いたしておりますと、至るところに文部大臣の認可、許可、あるいは監督命令、あるいは検査、こういう一連の非常に強い線が延びておりますので、金は貸すけれども、私学の

特質は殺さないというような、そうした寛大な条文が二つも見えないのであります。この法案をおつくりになるときに、何かそういう点を考慮された条文や形式がありますかどうか、あらかじめそれをお伺いしておきます。

○福田説明員　ただいまおつしやいました御説の通りに、文部省は考えてゐるのでございまして、私立学校の自立的ななり伝統というものを生かして行くためには——どうしても政府機関におきまして貸付金とか、あるいは補助金を出すということにおきましては、きつたる特定の監督がつきやすいのでございまして、従つて私立学校関係者におきましては、従来そういった方式でな

おります。そういった關係上、学校と振興会との關係におきましては、何ら監督關係はないのでございます。しかしながら、この振興会自体を考えますと、これはこういう特殊な業務を行いますために、また政府が全額出資という建前から、振興会自体に対すると、ころの文部大臣の監督というものは、これは一般の特殊法人と同様に考えて、こうした監督事項の規定が置かれたわけでございます。

けでございます。

○小林進委員 今の御説明によりますと、直接文部省が監督あるいは貸付をやらないから、何か非常に自由を与えられておるようであります。しかし私は、振興会を通じて、間接の統制があるいは監督が行われるということを申し上げておる、こういうことを申し上げたい。

けたのでありまして、ちやうどアメリカが日本を占領しておると同じであります。日本が中国に駐屯しております。ときには、日本軍が直接監警あるいけ指導してやつたが、アメリカは日本政府を通じて間接にわが国を指導監警してゐる。けれども、受けるところの感じは同じであります。ただ表面に出て来いていないだけであります。ただこれは、この振興會を通じて、文部省の章

○福田説明員 これ以外に、文部省令等の制定の予定はございません。ただこの法律ができますと、登記をいたさなければなりません関係上、登記に必要となる手続を政令で定めるという程度の政令は、別に考えております。

○小林(進)委員　参考までにお伺いし
ておきますが、現在、国立学校の学生
一人に対する国費の補助は、どれくら
いになつておりますか、その点をひと
つ承りたいと思います。

○福田説明員 ただいまその資料を持ち合せておりませんので、あとで調べましてお答えいたしたいと思ひます。

○小林進委員 それでは、あとで資料をいただくことにいたしまして、現在この私学振興会法案に盛りられた三億九千万円、あるいは将来入るかもしれない

ないと予定せられてゐる十七億五千万円を含めまして、私学の学生一人に与えられる助成金の補助額は、どれくらいになる見込みでありますか。

○**稲田政務委員** 国立学校の学生一人当りの学費でございますが、これはよりによりまして、たとえば學術の研究所に關します費用とか、病院の費用とかございまして、例の二百五億を全部一人当りにいたしますのもどうか上

○近藤(直)政府委員 ただいまの御質問でございますが、一応学校を対象といたしまして貸し付けるわけでございまして、一人当たりという計算はちよつとむずかしいのでございますが、しいて御要求でございますれば、後ほど計算いたしましたしてお答えいたします。

○小林(進)委員　ぜひ伺いたいしたいと思うのであります。今、公立学校では八万円ないし九万円ということですが、私の調査によりますと、大体国費で分担しておるのが、一人の経費の九五％で、五％だけが学生の授業料であるというふうに聞いておりますし、都立の大学などでも大体都民税で負担している部分が九七％、こんな

ふうに承つておるのであります。官立の大学あるいは公立の学校では、国費でないしは国民の税金で九五%ないし九七%までまかなつておりながらも、これらの学校では、金をもらうのが当然の権利のように考えていられて、少しも教育の方にはそういう卑屈な考えというものはない。むしろここで今問題になつております官学の学長の官選論だとか、あるいは法学部の廃止とかいふふうな一連の反動の意見も出て来ると思うのでありますが、私はこの意見も、まづこちらから意味なしとはしないが、一面やはりそれが伸び伸びと国立学校がやつてゐるゆえんであると思うのであります。私は官選論や法学部の廃止には反対でありますが、ただ官学

がこれほどの国費や税金をちようだいしなげらる、伸び伸びとやつてゐるその反面、私学というものが、わずかな金をもちよることによつて、どれだけ卑屈な気持ちになるかといふことである。私はこの点を非常におそれるものであります。先ほども申し上げました十七億五千万円の金を文部省から貸付を受けるために、私学がいかに猛運動を開始し、いかに卑屈な気持ちになつて、皆さん方の所に泣きついて行つたかといふことは、私は身にしみて実に痛切に感ずるところがあるものであります。こういう形が現われることを私学法案で何とか排除してもらわなければならぬと思つております。こういう点について、いま一度文部当局から御意見を承つておきたいと思つております。

○近藤(直)政府委員 先ほど来申し上げましたように、われ／＼といつたしましても、三億九千万円の出資金につきまして、決して満足をしていておりません。今後機会あるごとに、増額につぎまして財務当局に要求いたしまして、皆様の御希望に沿うように一層の努力をいたすつもりでございます。

○小林(進)委員 それでは若干條文についてお尋ねいたしたいと思います。第一條の私学であります。先ほど私学の總数は三千何百とおつしやいましたが、この助成の対象となる私学を、一体どの範囲にお考えになつておるのか、承りたいと思つております。

○福田説明員 大体、先ほど局長から申し上げましたが、一応の対象として考へております私立学校の学校数は、幼稚園まで入れて三五千百校程度と考へております。

○小林(進)委員 私が先ほど規則ないしは省令をお設けになるのかどうかとお尋ねしたのは、そこなんでありまして、大学から幼稚園までは、いろいろな段階もありまして、その助成の額についても、やはり標準がなければならぬのじやないかと考へるものであります。單なる振興会のそのときの思ひつきでお貸しになるのか、それとも大学はどのくらい、高等学校はどのくらい、中等学校はどのくらい、幼稚園はどのくらいといふような、一応の標準をおつくりになるのかどうか、そういうことも承つておきたいと思つております。

○近藤(直)政府委員 一応この法律案の上で対象といたします学校につきましては、第三條に規定してございまして、なお附則の十一項によりまして、私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園でございまして、そのうち民法の三十四條の規定で設けられてゐるもの、こういったものを対象としたしております。それからなお、ただいまのところでは旧制私立学校、これは一応対象からはしてあります。と申しますのは、これは昭和三十年までの存続期間を持つておるものでございまして、ちようどたゞいまは過渡期にございまして、一応この対象からはして考へております。それから準学校法人でございまして、これにつきましては、一応対象からはして考へております。それはたゞいま産業教育振興法がございまして、その面におきましては、必ずしも現に国及び地方団体から補助が實際に参つておりません。一応補助し得る建前になつておりますけれども、事實上そうなつ

ておりませんので、この法律案におきまして、その準学校法人等に対しましては、一応除外してあります。そういうふうにお考へております。

なおどの学校に幾ら、どういふ種類の学校にどうするかといふようなことにつきましては、これはやはり特殊法人私学振興会が成立いたしましたして、その業務方法書でおおしく規定されるであらう、かように考へております。

○小林(進)委員 それから第五條の第四項であります。これは「振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することが出来る」といふのであります。その内容はどういふことを言つてゐるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○福田説明員 第五條第四項の規定でございまして、これは振興会の資本金を増加する必要があるときにおきまして、まず資本金の増加ということについて内部的に決定をする、その決定につぎまして文部大臣の認可を受ける、こういうような手続にございまして、これは一般の法人が定款の変更につぎまして、文部大臣の認可を受けると同様でございまして。

○小林(進)委員 これはむしろ毎年文部省なり、振興会が主力を注いで、大いにこの資本金を増加してもらわなければならぬ建前なのであります。これを「必要があるとき」といふやうな言葉で表現されるのは、いかに條文の体裁とはいひながら、私は実情に即しない、非常におかしな規定だと思つております。こういうことはどうも私もピンと来ないのであります。

次に、第十二條でお伺ひいたしたい

のは、会長は振興会を代表し、あるいは理事長は、定款がありまされども、これも振興会を代表し、それから第三項の理事、これも定款がありまされども、振興会を代表し、会長も理事長も理事も振興会を代表するのであります。この三つの代表の区分をひとつ承りたいのであります。

○福田説明員 会長なり理事長になつてゐる者の振興会の代表の問題であります。これは一般のこのいふ特殊法人の場合におきましても同様でございまして、理事は各人がその振興会を代表するといふような建前になつておるのであります。ただ、この振興会におきまして、業務の役員、理事、あるいは事務理事といふものをつくりました場合におきましては、その場合に限りましては、業務理事についてはその業務の範囲におきまして代表権を有しないやうな定款のきめ方をしてもいいわけでありまして、そういう場合があり得るわけでありまして。

○小林(進)委員 第十三條は、先ほど質問がございましてから省略いたしました。第二十三條、振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従ひ、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならぬ。綱領、宣言のようでありまして、これは確実かつ公平に執行されんがために代表機關を設け、あるいは監督機關を設ける、第一條、第二條、第二十四條から最後の條文までやつてゐることの總括問題として、これは確実公正なる運営を期するため、なぜ一体こんなところへ持つて来

て、ぼこんと抽象的な宣言文みたいな條項を法律に入れる必要があるのか。第二十三條は無用な條文にあらずやといふことを私は考へるのであります。が、いかがでありましよう。何を意味するのか。

○福田説明員 第二十三條でございまして、振興会の目的に従ひまして、業務を公平に、かつまた確実に運営しなければならぬといふことを申しますことは、當然なことではございまして、無用だと思つしやいまして、こうした特殊法人につきましては、業務執行の基本原則として、こうした文面的な規定を入れるのが通例でございまして。

○小林(進)委員 これは慣習であるとおつしやるかもしれませんが、盲腸的存在で、どうも最近の占領政策後に、何かアメリカン・システムみたいなやつてから、こんな條文がよい／＼現われて来るやうになつたのであります。これは私はどうも無用だと思つて、この條文があるなら、何も罰則の規定を設けたり、監督の規定を設けたり、命令の規定を設けたり、あるいは定款を設けたり、一切の條文は私はいらな

いと思つて、これを入れないうちに、こういうむずかしい幾多の條文を置いてあるのです。何か法律も最近のアメリカン・システムになつて流行を追つてゐるやうな形でありまして、これは私は十分ここでこつこつ議論を繰返したいと思つてゐるから、お歸りになつてひとつ十分考慮願ひたいと思つております。

それから、これは總括的になります。が、さつきも言われた十三條と二十條の、必要な学識経験者という、抽象

論だけであります。このほかに役員あるいは評議員を任命されるための資格について、こういう抽象的な言葉でなしに、何か具体的に資格その他をお考えになるところがございまして、ひとつ率直にお教え願いたいと思うのでございます。

○近藤(直)政府委員 ただいまのところは、別にほかに基準を考えておりません。ただ校長及び教員の資格事由に該当する者につきましては、資格の点につきまして除外的に考えております。

○小林(進)委員 そういたしますと、文部大臣のお氣に入りの方が任命せられる、こういうふうな解釈によろしゅうございませうか。

○近藤(直)政府委員 第二十條に規定してありますように、必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから候補者を選定いたしまして、文部大臣が任命するという運びになっております。

○小林(進)委員 第二十條はそれでよろしゅうございませうが、第十三條によりますと、結局文部大臣のお氣に入りの方が、こうした役員にお入りになると、私どもは解釈する以外にないのではありません。先ほども井出委員からお話がありましたように、私は文部省として、お役人のいい處捨て場所をおつくりになる、そういう感じを受けるのであります。願わくは私はこの私立学校振興会は、文部省を退官したる役人は十年なり五年なりこの役員となることを得ずというふうな規定でも一つ設けられる意思があるかないか、この点をひとつ承りたいと思うのであります。

○近藤(直)政府委員 ただいま御意見のように、文部省の役人の姥捨山になるというふうなことは、たいへん申訳ないことになりまして、われ／＼といたしましては、きょうなことの絶対にならないように、入選その他につきまして文部大臣に十分進言いたし、われどもまたその点は十分警戒いたしまして、りつぱな人事をやりたいと考えております。

○小林(進)委員 願わくは近藤局長が終生文部省におられると、そういう公約が達成せられるのであつていいのであります。どうもちよい／＼おかわりになりますので、この点非常に不安があります。何分ひとつ私どもの切なるお願いでございますので、国会の記録として、どうか代々文部省に残して、そういうことのないように特別の御処置をお願い申し上げたい、私はこう思うのであります。

最後に、一言申し上げて質問を終わります。それは附則の第二項の「文部大臣は、設立委員会を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。」初めから終りまで全部文部大臣の任命でございませうが、一体この設立委員会というもののどういう方を予定しておいでになるのか、それをひとつ承りたいと思うのであります。

○近藤(直)政府委員 ただいまのところは、まだ候補者の選定まで至っておりません。しかしながら、何分この法律案を今月中に発足させたいという考えを持つておりますので、またそういたしませんと、出資金にもさしつかえがございまして、この法律の審議と並行いたしまして、人選につきましても御考慮願うというふうな考えております。

○竹尾委員長 これにて本案に対する質疑を終了したいと存じますが、理事の諸君にちよつとお集まり願います。——他に御質疑はございませうか。

○若林委員 各委員からの質問は、出資金という点について、相当重点が置かれておつたように思うのであります。これが関連いたしまして、私立学校法の第二十六條の、収益事業に關しての貸付を可能なるものと解釈していかんということが一点、それからもう一つは、政府が三十億を予想しておられるように思うのであります。またわれ／＼も、これについては三十億までは大いに努力しなければならぬと思うのであります。五年後に三十億が大体予想し得るとするならば、この振興会自身が、ほかから責任をもつてその残余の金を借りて、貸し付けるといふような方途は講じ得ないものか。

○近藤(直)政府委員 今収益事業につきまして、貸付または助成がでないのかという御質問でございますが、ただいまのところでは、その事業の性質にかんがみまして、貸付または助成は行えない、かように考えております。それから出資を増加させたいということについて、予算以外に方法はないかという点でございませうが、将来可能なる場合になりますれば、資金運用部の資金を低利で借りるということが、あるいは考えられるのじやないかというふうに考えております。目下のところでは、向うの規則でそういうものに金を貸すことは、さしつかえがあるように考えております。なおその点につきまして、われ／＼としては、努力をいたしたいと思つております。

○若林委員 大体政府に對する質疑は、先ほど委員から動議が出たのであります。今日のところでは、質疑はないのでありますけれども、私先ほど質問のときに申しましたように、一度私学関係側の意見も、ひとつ確かめてみたい箇所もあります。それは私ばかりではない、他の委員もその御意向を持つておるようでありまして、委員長において、私学関係の方たちの本法案に對する意見を聞く機会を、ひとつ至急おつくり願うことを、動議として提出したいと思ひます。

○竹尾委員長 他に質疑はございませうか。

○首藤委員 二、三御質問したいと思ひます。ただいままで私学に融資してあります十七億五千万円の貸付の條件、それから担保物件があれば、何を担保物件としておるか、あるいは今日のまでの回収が、当初の契約通りに回収できておるかどうか、できていなければ、どういふ比率の回収ができておるか、そういう点を一応お伺いします。

○福田説明員 戦災復旧貸付金等につきましては、大体最近五年五分五厘の三十年にわたる均等償還でございまして、昭和二十一年に貸し付けた金が、ちよつとすえ置き期間が五箇年でございまして、二十七年度に最初のものは返つて来るという関係上、また回収されたものはございませう。それから担保物件につきましては、土地または

建物、振当に設定しております。

○首藤委員 本年度が初めての償還期になつておるやうでありますから、もうしばらく時日を経過しなければ、回収率ははつきりしないかもしれせんが、担保物件について、要するに対象が営利事業を営んでおりますものならば、こういう回収も、ある程度望みはありますが、現在の私学の経営の状況から見ても、はたして條件通りの回収ができるかどうかという点に、非常に実は疑問を持つております。特に担保物件なるものも、ほかの事業と違つて、学校経営であるという点に思ひをいたしますと、これが処分も容易でないと思ひますが、もし償還期が来まして、なお償還できないという場合には、どういふ処置をおとりになる予定になつておりますか、それを一応伺ひたい。

○近藤(直)政府委員 昭和二十一年度当初の戦災貸付は、利率が三分二厘でございまして、それがちよつと今年の四月から償還期が開始するということになるのでございませう。その予定額は、先ほど申し上げましたように、百二十七万四千五百元が返るという計算になつております。万が一これが入らない場合、どうするかということにつきましては、これはこの規定にもございませうが、條件の変更、あるいは場合によつては償還の免除というふうなことも、起るかとも考えております。

○首藤委員 先ほども同僚委員から御質問がありましたが、大体私学の方では返還というよりも、むしろ助成というふうな考えから、多分にもらつたというふうな氣持が多いのじやないかと思ひます。また實際上

現実の私学の内容から見ても、これを償還するという事は、容易でないのじやないかというふうな気持ちもいたすのであります。もし、かようなことで、償還が予定通りに進行しないというふうな仮定いたしましたれば、今年度の政府出資は一億三千万円くらいであり、そして一方の融資を受けたという対象は三千五百校ある。一校当たりすれば十万円にすぎない。むろん全部に融資するという事は困難でありましょうけれども、少くともこれほどのたくさん学校を対象として一億三千万円の融資でありますならば、まづたぐり石に水であつて、これに該当するものの学校のわくがありますれば、一回だけでこれは貸してしまつて、あとの任務はほとんどないのではないか。一方振興会の方は会長、理事長あるいは理事その他役員が相当数あるように思いますが、はたしてこういう陣容をつくるだけの事務があるかどうかというふうな一応の疑問を持つのであります。その点はどういうお考えを持つておりますか。

○近藤(直)政府委員 確かに出資額が少な過ぎるということにつきましては、われ／＼もまことに同感でございますので、今後機会あることに、その増額に努めたいと思つております。先ほど申しあげた通りであります。しかしながら、昭和二十一年度から今日までの震災貸付金の状況を見て参りますと、昭和二十一年度は約二千四百三十万円、昭和二十二年度は約一億一千四百四十万円、一番多い年は二十三年度でございますが、これが三億五千七百七十四万円というところで、もちろん大学から高等学校以下全部を対象とした

しまして、選定いたしましたのでございすが、貸し付けて参つたような事情もございまして、焼け石に水でありますけれども、しかし何がしかやはり相当の効果を上げておるということを確信いたしておりますので、その点はおれわれは決して失望いたしておるのではありません。かりに二十七年三億九千万円の現金出資をもちまして、相当の効果は上げ得るというふうな考へております。しかしながら、決してそれで十分であるとは考へておりません、今後努力いたしたいと思ひます。

なお理事者の給与の点でございますが、これはただいま一応考へております。これは、大日本育英会の役員給与を基準にいたしまして、大体それに準じた額を考へておるわけでございまして、従ひまして、そう莫大な金額がこの面に流れるというふうなことはないものと考えております。

○首藤委員 将来できる限りすみやかにもつと増額するような方法を、特に私はとつていただくようにお願いしておきたいと思ひます。

そこでもう一つお尋ねいたしたいと思ひますのは、第十四條であります。「振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合においては、監事が振興会を代表する。」——ちよつと事例のない條文でありまして、振興会と会長の利益が相反するといふ場合があるかどうかまたかりにありまして、そのときには理事長または理事があるわけでありまして、必ずしも監事が振興会を代表する必要はないのじやないか。また理事長

または理事との間に利益が反する場合があつても、会長が代表したらいじやないかといふことを考へました場合に、事ごとに監事が振興会を代表するといふようなことが、實際問題として妥当であるかどうか。他に事例もありませんので、特殊な事情によつてこのうな法文をつくつたのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○福田説明員 第十四條の規定でございますが、この振興会に会長、理事長または理事といふような役員を置く關係上、代表権の問題につきまして、万が一の場合を立法の際に考へなければならぬといふ立場からいたしまして、この監事が代表するといふ場合には、会長も理事長も、ほかのすべての理事も、振興会と利益が相反するといふような極端な場合にのみこの規定が働くのでありまして、實際上の問題としては、こういうことが起り得ようとは考へておりませんが、一般の立法例からいたしまして、こういう規定を置いたのであります。

○首藤委員 今の御回答のようでありましたら、私は表現の仕方が非常に誤解を招くおそれがあるのではないかと申すのでございします。そういう御意向でありますならば、振興会と会長、理事長、理事全員といふような表現でありましたならば、今の御回答のような解釈が行われますが、この條文から見ますと、振興会と会長、あるいは振興会と理事長、あるいは振興会と理事との利益が相反する場合といふふうな解釈が行われるのであります。しかも、こういう事例は、實際問題としてありません。またかりにありまして、他の條文でこれを制約する方法は、幾多き

められておりますから、それらの点を考へた場合に、こういう誤解のおそれのある條文は、むしろ削除した方がいんじやないかと思うのですが、いかがです。

○福田説明員 この十四條の規定につきましては、ただいま御説明申し上げましたような趣旨でございまして、これは解釈上、全員という意味に解しております。

○首藤委員 そういふふうに強くこれを固執するならば、私もそれをもう一度質問しなければならぬのであります。もしそういう意向でありますならば、そういう意向に解釈されるような表現を使用が必要であると私は思ひますが、どうですか。

○近藤(直)政府委員 先ほど庶務課長から御説明した通り、通例こういう特殊の法人で、しかも金融的職務を持つものにつきましては、大体こういうような表現が普通でありますので、この場合もさうな表現を用いたのでございしますが、御意見の点は十分承りまして、なお研究いたして参りたいと思ひます。

○首藤委員 それから、この振興会は強制加入でありますか、任意加入でありますか、その点をひとつお答えいたしたいと思ひます。それからもう一つ、振興会に対する会員の負担金というものはあるかどうか、あればどういう金額を予定しておりますか。

○福田説明員 今お尋ねの加入という問題については、全然予想してないないのでございまして、この振興会自体が行う、それによつていろいろ／＼な業務をする学校は、別に振興会に加入するとい

う關係しやないのでございします。

○小林(信)委員 めつたに文部委員会が開かれませんか、文部省にお伺いする機会がなかつたのですが、実は北海道の震災の問題です。すでに御調査になつておるかと思ひますが、被害状況等についてお伺ひしたい。そういうふうなものももうできておるかどうか、まづお伺ひいたします。

○近藤(直)政府委員 北海道の震災のお話でございますが、ただいま私の方から現地に調査団を五名出してあります。その報告を待たなければ、詳細なことは申し上げられませんが、北海道の道庁の教育委員会から私の方へ参りました報告によりますれば、ただいまのところでは、校舎の倒壊したものが、小学校で十二校、中学校で六校と記憶しておりますが、なお詳細な点につきましては、後ほど資料を差上げたと思ひます。

○小林(信)委員 ちよつと関連して——実は老朽校舎の問題で私たちは今までの委員会でも苦勞して来たのですが、今度の震災で、單に被害が何校かといふことでなく、そういうような校舎がまづ先に必ずやられていくと思うのですが、そういう問題について、文部省としては、そういう点でよく資料をつくつて見せていただきたかと思ひます。それにつきまして、文部省から調査団が派遣されたかといふことは、私にことだと思ひます。最近の状況からしては、建設大臣は行かれたわけですが、文部大臣あたりが直接行くくらいに、やはり誠意を見せられて、そうしてこの学校の施設状況といふうなものを十分考慮される必要があつたのじやないか。係官五名を派遣した

というようなことでもつて、文部省がこの問題を軽く見ておられることは、学校のいろ／＼な点からしまして、私は非常に遺憾だと思つた。今後あゝいう大きな問題が出た場合には、学校問題として累積しておることがたくさんあるのですから、そういうようなことで、大臣じかに調査される、あるいは実情をじかに調査されるというふうに、私はやつていただきたいと思つた。思つたのです。特に調査団がもしそういう点についても、特に御指令はあつたと思つたのですが、私たちが問題にしております腐朽しておる校舎が、そういう場合にまつ先にやられた、そのために人の方に被害がどれくらいあつた、そういうなま／＼しい事実をこの際持つて来てもらつて、とかく大蔵省あたりが頑迷であるのに対して、それをもつて啓蒙をするような態度を示していただきたいと思います。そういう意味からしても、私たちがの方にそういう資料をできるだけ提供していただきたい。また文部省としてそれをもつて大蔵省との折衝に當つていただきたい。これをお願いいたします私の質問を終ります。

○松本(七)委員 先ほど政府委員の御答弁の中に、私学の教職員共済事業を振興会一本でやりたい希望を持つておつたけれども、予算の獲得上これを切り離したという御答弁でありましたが、この問題は私ども文部関係の予算審議のときに、すでに再三御質問申し上げて、同じような御答弁をいただいておりますが、これは予算獲得、予算編成の形式の上からそういうことになつておるので、せつかくこういう法律をつくる上からいえば、やはりそ

ういう形式を打破して、筋の通つたものならば、それによつて予算を獲得するというのが当然のあり方だろつと思つた。まつたくその御説明に納得が行かないのですが、これはもう少し研究するとして、私は委員長にお願ひしたいのは、現在の教職員共済事業の現状に関する資料を、文部省に要求していただきたい。

○竹尾委員長 この際若林君の動議についてお諮りいたします。ただいま議題となつております法律案に関して、参考人を招致いたしましたして意見を聴取いたしました存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○竹尾委員長 御異議なしと認めましてさよう決定いたします。

なお参考人の招致の日時は、明後十四日午前十時といたします。人選及びその数に關しましては、委員長に御一任願ひしたいと思います。

本日は時間の關係上これにて散会いたします。次会は明後十四日午前十時としたいと思います。なお公報をもつてお知らせいたしますけれども、皆様特に御協力願ひしたいと思いますのは、どうぞ定刻にぜひ御参集を願ひたい。これをお願いしまして散会いたします。

午後一時十五分散会

昭和二十七年三月十五日印刷

昭和二十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所